

懲戒処分の実施状況

消防本部

NO	処分年月日	処分内容	被処分者	事件概要
01	令和6年6月26日	停職 3月	消防署 一般職員 30歳代 男性	令和5年11月9日午前9時25分頃（公務時間外）、今治市内の路上に停車中の自家用車内において下半身を露出し、公然わいせつの罪で略式起訴されたもの。
02	令和6年6月26日	停職 2月	消防署 一般職員 30歳代 男性	令和6年2月上旬の深夜（勤務時間内）、上司の部屋に入り、机の引き出しに保管されていた人事異動案（作成途中のもの：以下同じ）を無断で閲覧し、それをスマートフォンで撮影、その後、その写真データを複数の同僚職員に拡散したもの。
03	令和6年6月26日	減給10分の1 3月	消防署 一般職員 30歳代 男性	令和6年2月、複数の同僚職員から入手した人事異動案を、勤務中にホワイトボードに書くなどして、上司や同僚職員に拡散した。また、人事異動案の写真データを同僚職員にLINEで送信し、情報を流出させたもの。
04	令和6年6月26日	減給10分の1 1月	消防署 一般職員 20歳代 男性	令和6年3月、同僚職員から入手した人事異動案の写真データを別の同僚職員にLINEで送信し、情報を流出させたもの。
05	令和6年7月26日	懲戒免職	消防本部 一般職員 20歳代 男性	初任教育を受けるため令和6年4月から入校中の消防学校において、令和6年7月、授業の休憩時間に他の訓練生の寮室に侵入し、当該訓練生の財布から現金を窃取したもの。
06	令和6年8月13日	戒告	消防署 一般職員 20歳代 男性	令和6年5月、自家用車で伊予郡砥部町川登 国道379号において、時速33kmの速度超過違反したもの。
07	令和6年9月13日	停職 2月	消防署 一般職員 20歳代 男性	令和6年2月上旬の深夜（勤務時間内）、上司の部屋に入り、机の引き出しに保管されていた人事異動案（作成途中のもの：以下同じ）を無断で閲覧した。その後、同僚職員と一緒に再度部屋に入り、その時に同僚職員がスマートフォンで撮影した人事異動案の写真データを手渡し、別の同僚職員にLINEで拡散したもの。
08	令和6年9月13日	減給10分の1 1月	消防署 一般職員 20歳代 男性	令和6年3月、同僚職員から入手した人事異動案の写真データを別の同僚職員にLINEで送信し、情報を流出させたもの。
09	令和6年9月13日	戒告	消防署 一般職員 30歳代 男性	令和6年3月、同僚職員から入手した人事異動案の写真データを別の同僚職員にLINEで送信し、情報を流出させたもの。
10	令和6年9月13日	戒告	消防署 一般職員 30歳代 男性	令和6年3月、同僚職員から入手した人事異動案の写真データを別の同僚職員にLINEで送信し、情報を流出させたもの。
11	令和6年9月13日	戒告	消防署 一般職員 20歳代 男性	令和6年3月、同僚職員から入手した人事異動案の写真データを別の同僚職員にLINEで送信し、情報を流出させたもの。

12	令和6年9月13日	戒告	消防本部 次長級 50歳代 男性	【指導監督不適正】 消防署を統括して管理監督する職責を有し、コンプライアンス徹底を指導すべき立場でありながら、多数の部下が関わった人事異動情報の内部流出・拡散を招いた管理監督責任
13	令和6年9月13日	戒告	消防署 課長級 50歳代 男性	【指導監督不適正】 消防署を統括して管理監督する職責を有し、コンプライアンス徹底を指導すべき立場でありながら、多数の部下が関わった人事異動情報の内部流出・拡散を招いた管理監督責任
14	令和6年9月13日	戒告	消防署 課長補佐級 50歳代 男性	【指導監督不適正】 部隊を統括して管理監督する職責を有し、コンプライアンス徹底を指導すべき立場でありながら、多数の部下が関わった人事異動情報の内部流出・拡散を招いた管理監督責任
15	令和6年9月13日	戒告	消防本部 課長補佐級 50歳代 男性	令和元年から、兼業許可を受けていないことを認識しながら同僚職員に農作業の手伝いを依頼するようになり、令和2年から令和5年にかけて合計5名に謝礼として現金（合計324,000円（推定））を渡したものの。

市長部局

NO	処分年月日	処分内容	被処分者	事件概要
01	令和6年9月13日	戒告	地域振興部 係長級 50歳代 男性	令和4年度及び令和5年度に発注した修繕料等の支払事務を長期間怠り、6件総額617,658円の支払い遅延を発生させたもの。
02	令和7年3月28日	停職 1月	建設部 係長級 40歳代 男性	令和6年4月1日付の施設管理委託にかかる契約締結及び委託料の支払を遅延させるとともに、見積書の徴取を怠り、自ら偽造した見積書を使用して契約締結の事前伺の決裁を受けたもの。
03	令和7年3月28日	減給10分の1 1月	建設部 課長級 50歳代 男性	課を統括して管理監督する立場でありながら、部下の不適正な業務処理を認知しながら上司等に報告しなかった責任を厳しく問うもの。
04	令和7年3月28日	戒告	建設部 課長補佐級 50歳代 男性	直属の上司として部下を管理監督する立場でありながら、部下が不適正な業務処理を行った管理監督責任を問うもの。